

痴漢撲滅に向けた政策パッケージ実行連絡会議の開催について

令和5年8月3日
関係府省申合せ
令和8年4月14日
一部改正

1. 「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）」（令和5年6月13日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）において、「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」（令和5年3月30日関係府省取りまとめ）で取りまとめた施策について、関係府省が一体となって確実に実行することとされている。各施策の進捗状況を確認するためのフォローアップを継続的に行うため、痴漢撲滅に向けた政策パッケージ実行連絡会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長	内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長
構成員	警察庁生活安全局生活安全企画課長
	こども家庭庁支援局参事官（こども性暴力防止担当）
	法務省大臣官房参事官（総括担当）
	文部科学省総合教育政策局
	男女共同参画共生社会学習・安全課長
	国土交通省鉄道局鉄道サービス政策室長

3. 会議は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

4. 会議の庶務は、内閣府男女共同参画局において処理する。

5. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。